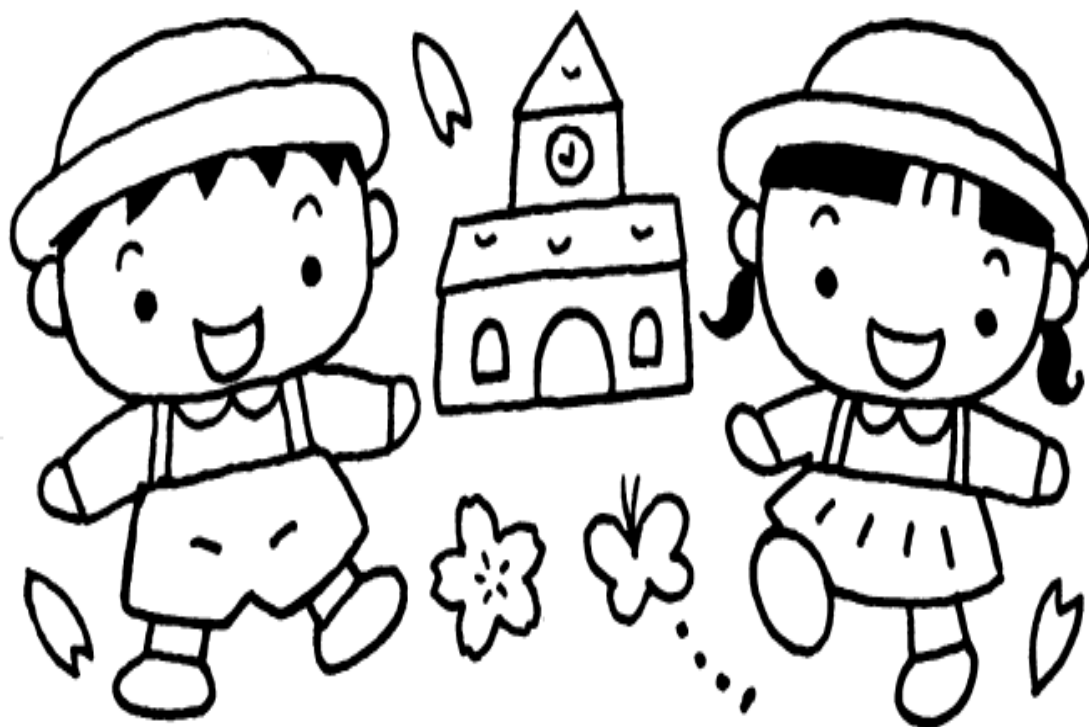


平成30年度
幼稚部入学者選抜
募集要項



沖縄県立島尻特別支援学校

〒901-0411

沖縄県島尻郡八重瀬町字友寄160

☎ (098) 998-8240

平成30年度沖縄県立島尻特別支援学校幼稚部入学者選抜募集要項

平成30年度沖縄県立特別支援学校の幼稚部入学者選抜実施要項の方針に基づき、沖縄県立島尻特別支援学校幼稚部入学者を次のとおり募集いたします。

1 方針

- (1) 選抜は、沖縄県立島尻特別支援学校長が所定の出願書類、発達検査、行動観察及び面接の結果を基にして行う。
- (2) 選抜は、入学志願者（以下「志願者」という。）が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。

2 出願資格

- (1) 学校教育法施行令（昭和28年 政令第340号）第22条の3に規定する「知的障害者」「肢体不自由者」に該当するもの。（但し、障害が重複している場合は、主たる障害が「知的障害者」「肢体不自由者」に該当する者であること。）【※別紙1参照】
- (2) 平成30年3月31日で満年齢が3歳、4歳又は5歳に達するもの。
- (3) 次に掲げる通学区域に在住しているもの。

知的障害者

西原町、那覇市（寄宮、古蔵、仲井真、首里、城北及び石嶺中学校区域）
南城市（南城市立久高中学校区域を除く）与那原町、南風原町、八重瀬町（東風平中学校区域に限る）、豊見城市（長嶺中学校区域に限る）
※ 幼稚部は浦添市、那覇市（神原、那覇、上山、松島、真和志、石田、松城及び、安岡、石嶺、城北中学校区域）を加えますが、小学部以降の学区は県立大平特別支援学校になります。

「肢体不自由者」

南城市（南城市立久高中学校区域を除く）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市

- (4) 保護者による保育参加が可能なもの。【※別紙2参照】
- (5) 志願前の教育相談を受けたもの。（9月末日までに）

3 募集定員

募集定員は、県教育委員会が別に定める。

4 出願期間

- (1) 受付日時・・・平成29年11月16日（木）午前9時から午後5時まで
11月17日（金）午前9時から午後4時まで
- (2) 受付場所・・・沖縄県立島尻特別支援学校 幼稚部

5 出願手続き

志願者は、下記の書類を沖縄県立島尻特別支援学校に提出すること。

- (1) 入学志願書（第1号様式）
- (2) 健康診断書（第2号様式－1及び2）
- (3) 専門医の診断書（第3号様式）
- (4) 住民票謄本（マイナンバーの記載がなく、出願日前3か月以内に発行されたもの）
- (5) 面談資料

※出願書類（2）（3）については医療機関への早めの受診予約をお勧めします。

6 選抜の方法

所定の出願書類、発達検査、行動観察及び面接の結果を基にして選抜を行う。

7 発達検査等の期日及び場所

- (1) 期 日・・・平成29年11月30日（木）、12月1日（金）のいずれか1日
- (2) 検査場所・・・沖縄県立島尻特別支援学校 幼稚部

※保護者同伴で受検すること。

※詳しい日時については、願書受付から一週間程度で文書を発送します。
日時の希望はできませんので、ご了承ください。

8 合格発表

- (1) 平成29年12月8日（金）午前9時に沖縄県立島尻特別支援学校において行う。
- (2) 沖縄県立島尻特別支援学校長より、保護者宛に可否を通知する。

9 入学手続

合格者は、平成30年1月19日（金）午後5時までに以下の書類を提出して、入学手続を完了すること。

【提出書類】

・誓約書・・・・・・・・・・1通

※入学者は、平成30年2月20日（火）午後に新入生オリエンテーションがありますので、出席をお願いします。）

【別紙1】 学校教育法施行令

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴カレベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1. 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2. 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

保護者の保育参加について

保育参加とは、保護者が幼稚園の保育に参加し、我が子以外の幼児にかかわったり教員の補助的な仕事を行ったりするもので、幼稚園が在園児の保護者に対して行う「子育ての支援」の一つとして意義があります。

具体的には、保護者が園児に絵本の読み聞かせを行ったり、幼児の遊びに加わったり、また、教員の補助的な仕事を行うなどの例があります。参観するだけでなく、保育に直接参加することにより、体験をとおした保護者の気付きや学びをはぐくみます。

【期待される効果】

- 保護者が、幼児期の子どもの育ちを客観的に把握することができる。
- 保護者が、幼稚園の先生から子育てについての知識を得ることができる。
- 保護者同士の交流によって子育ての情報を得ることができる。

幼稚園教育要領より

● 幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めること。 【幼稚園教育要領 第1章第3】

● 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。 【幼稚園教育要領 第3章第2】

● 幼稚園は、幼児の家庭や地域での生活を含めた生活全体を豊かにし、すこやかな成長を確保していくため、地域の実態や保護者及び地域の人々の要請などを踏まえ、地域における幼児期の教育のセンターとしてその施設や機能を開放し、子育ての支援に努めていく必要がある。 【幼稚園教育要領解説 第1章第3節：2】

● 保護者参加などを通じて、保護者が幼稚園生活そのものを体験することは、幼稚園教育を具体的に理解することができるとともに、保護者が幼児と体験や感動を共有することで、幼児の気持ちや言動の意味に気付いたり、幼児の発達の姿を見通したりすることにつながる。（中略）このような取組を通じて、幼稚園と家庭との連携が深まり、幼児がより豊かな生活が送れるようになることが大切である。

【幼稚園教育要領解説 第3章第1：第2節7】